

○薬局モニター制度の実施について

(昭和五三年八月二一日)

(薬発第一〇三八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通達)

医薬品等の安全対策を推進する上で、副作用情報の収集は極めて重要な課題である。今般、薬局で取り扱う一般用医薬品等の薬事法関連製品について、更に安全性に関する情報を幅広く収集するため、各都道府県より推せんのであつた二、四七七薬局をモニター薬局に指定し、薬局モニター制度を発足させることとしたので、御了知の上貴管下関係薬局に対し、この趣旨の周知徹底等よろしくお取り図らい願いたい。

なお、本制度の運用については、別添一「薬局モニター制度実施要綱」及び別添二「薬局モニター報告要領」により行うこととしているので、円滑な運用につき御配慮を煩わしたい。

別添一略

別添二略

別添1—記載例—略

別添2—記載例—略